

松浦市監査公表第2号
平成31年 1月21日

平成30年11月実施、平成30年度上下水道課定期監査の結果に基づき、当該監査の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、改善措置事項を公表します。

松浦市監査委員 守山秀利
松浦市監査委員 神田 稔

(第1. 監査の種類 定期監査・行政監査

第2. 監査の対象 上下水道課

第3. 監査の期間 平成30年11月1日から33日間

第4. 監査結果に係る指摘事項に対する改善措置の内容
別紙のとおり

指摘改善報告

上下水道課

| 指摘事項 | | 改善措置 |
|-----------------|---|--|
| (1) 文書件名簿 | 1. 出所又はあて名の記載がないものがあった。 | 出所、あて名欄に記載をいたしました。 |
| | 2. 文書発送日が誤っているものがあった。 | 正しい文書発送日の記載をいたしました。 |
| | 3. 文書件名簿の処理欄に記載のないものがあつた。 | 処理欄に記載をいたしました。 |
| (2) 文発書送簿 | 1. 訂正印の押印がないものがあつた。 | 訂正箇所に訂正印を押印いたしました。 |
| (3) 時間外勤務命令等 | 1. 振替日の記載欄誤りや訂正印のないものがあつた。 【水道事業】 | ご指摘の件については、訂正及び訂正印の押印をいたしました。 今後、十分に注意いたします。 |
| (4) 出張旅費 | 1. 出張命令書控 「出発、帰着」の確認が「出発、帰庁」になつてゐるものや確認印漏れがあつた。 | ご指摘の件については、「帰着」に訂正し、確認印の押印をいたしました。 今後、十分に注意いたします。 |
| | 2. 鉄道の距離数、予算額欄、旅費精算書の旅費明細欄の未記載があつた。 | ご指摘の件については、記載をいたしました。 今後、十分に注意いたします。 |
| | 3. 旅費精算書は当初の命令内容と変更後の命令内容を併記するが、当初分を見え消し記載になっていた。 | ご指摘の件については、訂正をいたしました。 今後、十分に注意いたします。 |
| | 4. 用務地、宿泊地、着地の記載を県名にしているものがあつた。 | ご指摘の件については、市町名を記載いたしました。今後、十分に注意いたします。 |
| | 5. 同じ用務地に、同じ用務で連続して2日間出張したときに、出張期間欄の「出発帰着」の文字を見え消していないものがあつた。 | ご指摘の件については、出発帰着を見え消した出張命令書(控)といたしました。 |
| | 6. 市内出張命令簿 様式内の破線が消えていた。 | ご指摘の件については、修正をいたしました。 今後、十分に注意いたします。 |
| | 7. 出張復命書 出張命令の用務名と違うものが多数みられた。出張者の印が押印されていないものがあつた。出張命令書記載の係名と復命書記載の係名が違うものがあつた。 【水道事業】 | ご指摘の件については、訂正をいたしました。 今後、十分に注意いたします。 |
| (5) 被服貸与簿 | 1. 定められた被服貸与簿を使用していないものがあつた。 | ご指摘の件については、今後、定められた様式を用います。 |
| | 2. 人事異動で移管された分の所属等の訂正がなされていなかつた。 | ご指摘の件については、訂正を行いました。 |
| | 3. 職名欄に補職名が記載されていた。 【水道事業】 | ご指摘の件については、訂正を行いました。 |

指摘改善報告

上下水道課

| 指 摘 事 項 | | 改 善 措 置 |
|-------------------------|-----------------------|--|
| (6) 契 約 事 務 | 工 事 請 負 費 | <p>1. 起案文書に、文件番号及び施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。</p> <p>2. 書類の一部が同一ファイルに保管されていないものがあった。</p> <p>3. 市道西木場女山線配水管移設工事において、7月25日からの工期に対して、施工計画書が8月21日に受理されている。長崎県建設工事共通仕様書によれば、施工計画書は工事着手前までに提出せることとなっており、遅くとも工事着手までに提出させるよう指導されたい。 【水道事業】</p> |
| | 委 託 料 | <p>4. 見積結果報告及び契約締結伺の決裁日が4月1日前となっているものがあった。24年3月15日付24松会第82号通知「年度開始早々に締結する必要がある契約の準備事務について」において、施行伺い(見積依頼含む)の起案・決裁、指名通知の送付・予定価格書の作成・見積書の徴取を準備事務の範囲として行うことができるとしている。通知に従い適正に処理されたい。</p> <p>5. 実施伺において松浦市役所処務規程様式第4号(第14条関係)の起案用紙と異なる様式を使用しているものがあった。</p> <p>6. 労働保険料加入証明書の有効期限が委託期間途中で切れているものがあった。 【工業用水道事業】</p> <p>7. 契約書冒頭の委託者・受託者の名称が正式名称となっていなかったものがあった。</p> <p>8. 起案文書に施行年月日を記載していないものが多くあった。</p> <p>9. 見積書徴取の文書控がないものがあった。</p> <p>10. 実施伺のないもののが多数あった。</p> <p>11. 自動更新ができないものを自動更新の契約にしているものがあった。</p> <p>12. 実施伺と見積書徴取の決裁を分けるべきものが一緒に決裁されていた。 【水道事業】</p> |
| | 賃 貸 借 契 約 | <p>13. 土地賃借料の支出伝票に添付されていた契約書が平成23年4月1日～平成26年3月31日までのものであった。まず、3ヵ年の契約であるが、長期継続契約条項の記載がなかった。また、自動更新条項があり、これによって契約が現在も続いているとの説明があつたが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、自動更新条項を設けることができないこととなっている。法令に基づき、適正に処理されたい。 【下水道事業】</p> |

指摘改善報告

上下水道課

| 指 摘 事 項 | | 改 善 措 置 |
|-------------------|--|--|
| (7) 修繕関係の処理 | 1. 修繕契約書において、受注者の記名・捺印のみで発注者の記名・捺印がないものがあった。契約書は、双方の記名・捺印が必要である。適正に処理されたい。 【工業用水道事業】 | ご指摘の件については、今後、契約書に双方記名のうえ捺印を行います。 |
| | 2. 契約書等の業務名、提出された写真から清掃業務と判断されるが、修繕費で支出されていた。 | ご指摘の件については、今後、疑義が生じないよう適正な事務処理を行います。 |
| | 3. 伺いから完成確認まで全て工事となっているが、修繕費で支出されたものが2件あった。 | ご指摘の件については、今後、疑義が生じないよう適正な事務処理を行います。 |
| | 4. 見積書提出依頼が文書件名簿に記載されていないものがあった。 | ご指摘の件については、文書件名簿に記載いたしました。 |
| | 5. 起案文書に施行年月日を記載していないもののが多数あった。 | ご指摘の件については、施行年月日を記載いたしました。今後、十分に注意いたします。 |
| | 6. 修繕関係のファイルに保存された車検見積書(写)と支出伝票に添付の車検見積書(写)が同じものである筈なのに、作成年月日の文字が異なっている。また、伝票添付分は写しなのにボールペン書きであった。 | ご指摘の件については、今後、十分に注意いたします。 |
| | 7. 契約書の訂正にかかる文言に契約者双方の印影が全くかかっていないもののが多数あった。 | ご指摘の件については、今後、十分に注意いたします。 |
| | 8. 請書の原本がファイルに保存されていないものがあった。(喜内瀬低部配水池流量計修繕) | ご指摘の件については、今後、適正な保管を行います。 |
| | 9. 契約締結伺がないものがあった。 (喜内瀬地区漏水修繕) | ご指摘の件については、契約締結伺を作成いたしました。 |
| | 10. 隨契の適用条項誤りが見受けられた。 | ご指摘の件については、条項を訂正いたしました。 |
| | 11. 見積依頼の起案文書が無いものがあった。 【水道事業】 | ご指摘の件については、今後、十分に注意いたします。 |
| (8) 公有財産使用許可申請 | 1. 更新の際は松浦市財務規則第109条第2項において会計課長の決裁を受けるものとするなどしているが、会計課合議がなされていなかった。規則に基づき適正に処理されたい。 【水道事業】 | 地方公営企業法第33条の規定に基づき、今後、適正に事務処理を行います。 |
| | 2. 免除申請無く、使用料を免除しているものがあった。 【下水道事業】 | ご指摘の件については、今後、適正な事務処理を行います。 |
| 使用許可 | 3. 地方公営企業法第33条第3項の規定において、「地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用せする場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。」とあるが、本市の公営企業においては、使用料の規程がないことから、松浦市行政財産使用料条例を準用して使用料を徴収していると思われるが、適正な事務処理を行うため規程を定められたい。 | 地方公営企業法第33条の規定に基づき、今後、適正に事務処理を行います。 |
| | 4. 新規の使用許可申請の場合、松浦市財務規則第109条第1項において、甲決裁となっているが、丙決裁となっているものがあった。また、更新の際は同規則第109条第2項において会計課長の決裁を受けるものとするとあるが、会計課合議がなされていなかった。規則に基づき適正に処理されたい。 | 地方公営企業法第33条の規定に基づき、今後、適正に事務処理を行います。 |

指摘改善報告

上下水道課

| 指摘事項 | | 改善措置 |
|----------------|--|--|
| (8) 公有財産使用許可申請 | 5. 使用料の減免について、減免申請書の提出がないにもかかわらず、減額・免除していた。また、決裁文書に公益性の判断を行った具体的な理由やその根拠が明確にされていないものがあった。明記されたい。 | ご指摘の件については、今後、明確な記載を行います。 |
| | 6. 使用料算定基準が適当でないものがあった。 | 地方公営企業法第33条の規定及び使用させる土地評価額の適正な算定に基づき、事務処理を行います。 |
| | 7. 使用料を徴すべきと思われるものを減額・免除しているものがあった。 | ご指摘の件については、徴収処理を行い、今後、適正な事務を行います。 |
| | 8. 決裁文書において減免をするにあたり、社会通念上認められる範囲とあったがその範囲の根拠を説明されたい。 | 松浦市工業用水道事業に対し、経済面・社会面で多大な貢献をされてきたもの(範囲)と考えております。 |
| | 9. 使用料の算定を誤り、過徴収しているものがあった。 【工業用水道事業】 | ご指摘の件については、還付処理を行い、今後、適正な事務を行います。 |
| 行政財産の貸付け | 10. 行政財産を目的外使用許可ではなく、土地賃貸借契約書を締結しているものがあった。地方自治法第238条の4第2項において貸付けができる場合についての規定があるが、決裁文書にこの規定により契約をするととの記載もなく、規定のどの部分に該当するのか判断ができない。 【工業用水道事業】 | 地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づき、適正に事務処理を行います。 |
| (10) その他 | 1. 水道事業の証憑書類も併せて確認したが、例月出納検査で指摘していることが改善されていない部分が多くった。 | ご指摘の件につきましては、真摯に受け止め、今後、適正な事務遂行を行うよう十分に注意いたします。 |

*定期監査の指摘事項については、事後処理及び改善措置内容について報告して下さい。